



TITLE:

イギリス公債制度発達史論(Abstract_要旨)

AUTHOR(S):

仙田, 左千夫

CITATION:

仙田, 左千夫. イギリス公債制度発達史論. 京都大学, 1978, 経済学博士

ISSUE DATE:

1978-11-24

URL:

<http://hdl.handle.net/2433/221954>

RIGHT:

氏 名 仙 田 左 千 夫
せん だ さ ち お
 学位の種類 経 済 学 博 士
 学位記番号 論 経 博 第 42 号
 学位授与の日付 昭 和 53 年 11 月 24 日
 学位授与の要件 学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
 学位論文題目 イギリス公債制度発達史論

論文調査委員 (主 査)
 教授 池 上 惇 教授 小野一一郎 教授 前川嘉一

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、12世紀中頃よりみられるユダヤ人、イタリア人などの外国人、外国貨幣市場におけるイギリス王室の資金調達問題を前史に、主として17世紀中葉より18世紀初頭にいたるイギリス公債制度の発展過程を研究対象とし、公債の貸手の側より考察するという方法を採用している。この場合、貸手の側は、国家財政への寄生を通じて貨幣資本の蓄積をすすめる、この過程を媒介として公債制度が形成され、かつ、原始的蓄積過程の一側面が現実的に進行するのである。

第一章「公債の古典的二形態」においては、ユダヤ人、イタリア人など外国人に対する国王の個人的貸し上げ、および、強制公債の前史的な形態である玉璽尚書公債が二つの古典的形態として分析される。前者は多くの場合、高利をともなって貨殖の手段となり、後者は無利子であって、負担能力ある国民に対する国王の資金拠出の強要であった。

第二章「ロンドン市庁」においては、ロンドンという公的行政機関が13世紀より17世紀前半まで国王と貸上者の間にあって媒介者となる過程を研究する。ロンドン市庁がロンドン商人と特権カンパニーの代表者となり、自らの特権的地位の確保、特権的貿易会社の利益を国王や議会の擁護させる目的を遂行するために、巨額の貸上に応じ「ロンドンが王国を支配する。そのロンドンを商人が支配する」といわしめたのである。個人貸上者の系譜はとくに詳細に分析されており、国王、ロンドン市庁、貸上者の相互関係は、ピューリタン革命期における個人貸上げの特徴の研究ともあわせて総合的に検討されている。

第三章「徴税請負シンジケート」においては、外国貿易にたずさわる特権的商人層による関税徴収請負、ピューリタン革命期におけるエクサイズ（消費税）徴収請負、王制復古後における炉税などの請負制度を考察し、これらの制度が、大商人、大貿易会社、官僚層などのからみあいのなかで、一方では、高利と貨幣資本の蓄積をもたらすとともに、他方では、公的な債務の償還に租税をあてる必要上、監理委員会制度など、政府による直接的な徴税機構の整備によって、とってかわられる過程をともなうことを示している。この過程は、重税や高利貸資本の活動によって農民層の分解をすすめる、公債制度とその補完物としての近代的租税制度が原始的蓄積の槓杆となる関係をあらわしており、徴税請負シンジケートの構成は、財政に

寄生して貨幣資本を蓄積する人々の性格を商業・高利層として特徴づけている。

第四章「金匠銀行」においては、以上にみた商業・高利層と並んで、政府の送金、貨幣制度の発展にもなり金銀の鑄造、などの業務が拡大すること、その結果、金匠銀行が貸上の機能を備えた初期銀行として発展してゆく経過が分析される。商業とともに、貨幣取扱業務もまた、国王や国庫との関係をもち、財政活動に寄生することによって急速な貨幣資本の蓄積を遂行しうるものであることが示される。

第五章「イングランド銀行」においては、名誉革命後の戦費調達をきっかけとして政府のあたえる特権と引きかえに公債の引き受けをおこなうイングランド銀行が設立され、この銀行は当初、シティー商人層の利害を代弁しつつウィッグ勢力の拠点として活動することがまず示される。ついで貨幣資本の蓄積を遂行するや、イングランド銀行は国庫への高利の貸付けではなくして、公債を引き受け、公金をとりあつかうという信用の力を利用し、産業資本に対する低金利融資をおこなう拠点へと変成してゆく過程を分析している。

終章「資本の原始的蓄積過程における公債の機能」においては、政府の債務が国王の私債的性格から脱却して、債務の破棄が困難となるにつれて、債権者である特権的大商人、高利貸、初期銀行などの租税に対する現実的な支配力がつまり、絶対主義は、ブルジョアの勢力に対抗しつつ、しかも、ブルジョアの勢力の基礎の一つである貨幣を大規模に所有する人々に依存しなければ存立しえないという矛盾に直面していることが指摘される。「あとがき」においては、1920年代から60年代にわたって、申請者が活用した未公表の学位論文（イギリス）の内容が紹介され、詳細な参考文献が附されている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、17世紀中葉より18世紀初頭にいたるイギリス公債制度の発展過程を典型にとり、資本の原始的蓄積過程と資本主義国家の成立過程における公債の役割を貸手の側から考察したものである。従来、この領域におけるわが国の研究は、公債の債務者である国王や国庫の側よりみたものが多い。貸手すなわち、外国人貨幣市場を前史として、ロンドン市庁における貸上機構、特権的大商人、金匠銀行等々を人脈構成にいたるまで詳細に研究し、貸手と債務者との利害関係、および貸手の側における貨幣資本の蓄積と徴税制度の発展にもなり国民への重課の相互関係を跡づけようと試みたものは本論文をもって嚆矢とする。したがって、本論文の独創性は、第一に、貸手の側の法則性に着目して公債制度発達史を概括しえたこと、第二にこの結果として、政府資金調達の過程が、公債所有者、官僚層、徴税請負担当者、議会、国王、金融市場等々の複雑な相互関係として把握されていること、第三に、従来、公債制度研究において「前期の高利貸資本」として一括して論じられていたものの内容を整理し、貸手とそれに関連する行政機関、商業と金融などの性格の区別などに研究をすすめていること、の三点に要約されよう。

もちろん、本論文といえども公債研究史の一過程に位置する以上、前期的資本の概念の厳密な再検討の必要性、原始的蓄積過程の研究として実証的な材料をさらに理論化する必要性など、問題点を指摘しうるが、これらは、経済学、財政学の研究史からみて、本書の学術的価値を損うものではない。

よって、本論文は経済学博士の学位論文として価値あるものと認める。